

令和4年度 未就学児世帯の保険料の負担軽減について

未就学児がいる世帯の経済的負担軽減を目的として、国から国保組合に対して補助金が交付されることとなりました。

職能国保では、国からの財政支援を受け、次の通り実施することといたします。

対象となる世帯

国が定める基準日（令和4年11月30日時点）において、職能国保に加入する未就学児がいる世帯

還付金額（＝国から交付される額）

未就学児1児につき 12,000円

還付日及び還付方法

- ・ 令和5年2月27日（月）
- ・ 所属の支部組合を經由して還付



通知方法

「国民健康保険料過誤納金還付通知書（未就学児世帯保険料負担軽減措置分）」をご自宅に送付いたします

東京建設職能国民健康保険組合